

高齢者等実態調査の調査結果の概要（速報値）について

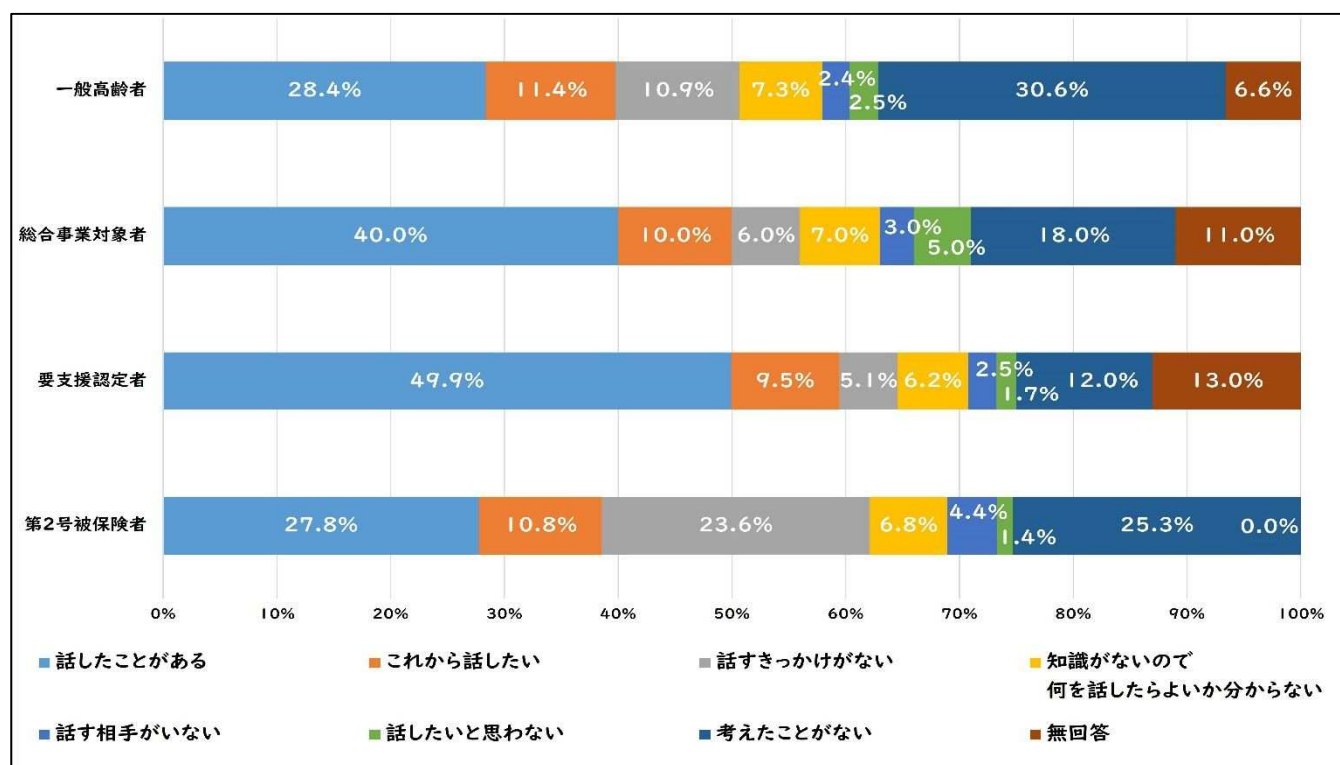
1 回答数および回答率

	配布数	有効回答数	有効回答率
一般高齢者	2,000 通	1,406 通	70.3%
総合事業対象者	137 通	100 通	73.0%
要支援認定者	1,000 通	707 通	70.7%
要介護認定者	1,500 通	875 通	58.3%
第2号被保険者	9,177 通	518 通	5.6%

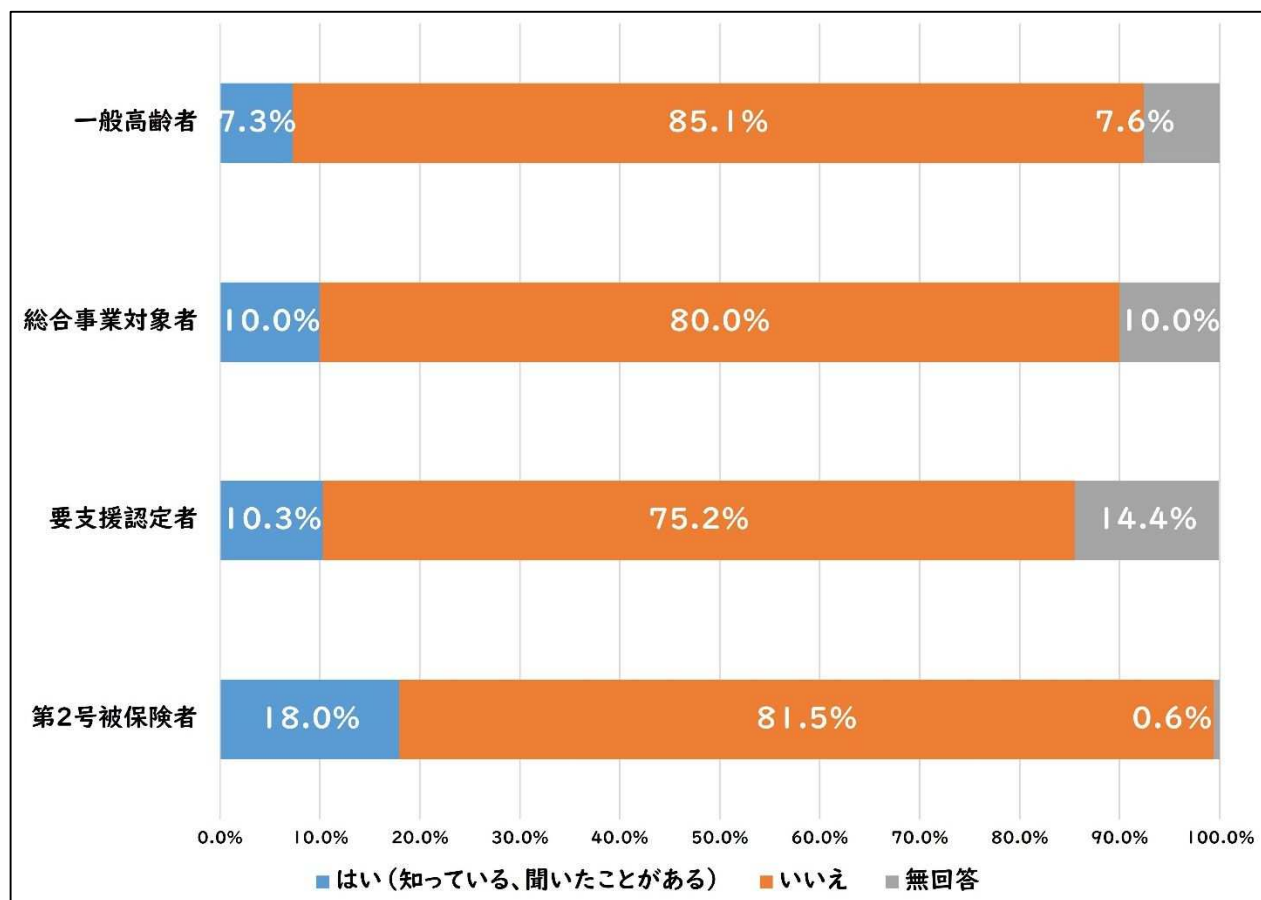
・回答率は前回調査時とほとんど同じだが、第2号被保険者の回答が増加した。

2 一般高齢者・総合事業対象者・要支援認定者・第2号被保険者向け

(1) 病気やケガをしたときに、どのような治療や生活をしたいか、ご家族や医療・介護従事者（例：医師や看護師、ケアマネジャー等）と話したことはありますか？



(2) 前質問のような話し合いを「人生会議(ACP)」と呼ぶと知っていましたか?



- ・実際に話した事がある方は3~5割いらっしゃる一方で、ACPという言葉を知っている方は、1~2割程度と少なかった。
- ・第2号被保険者や一般高齢者世代では、考えたことがないという回答が多く、元気なうちから「もしも」のときを考える方は少ないと考えられる。

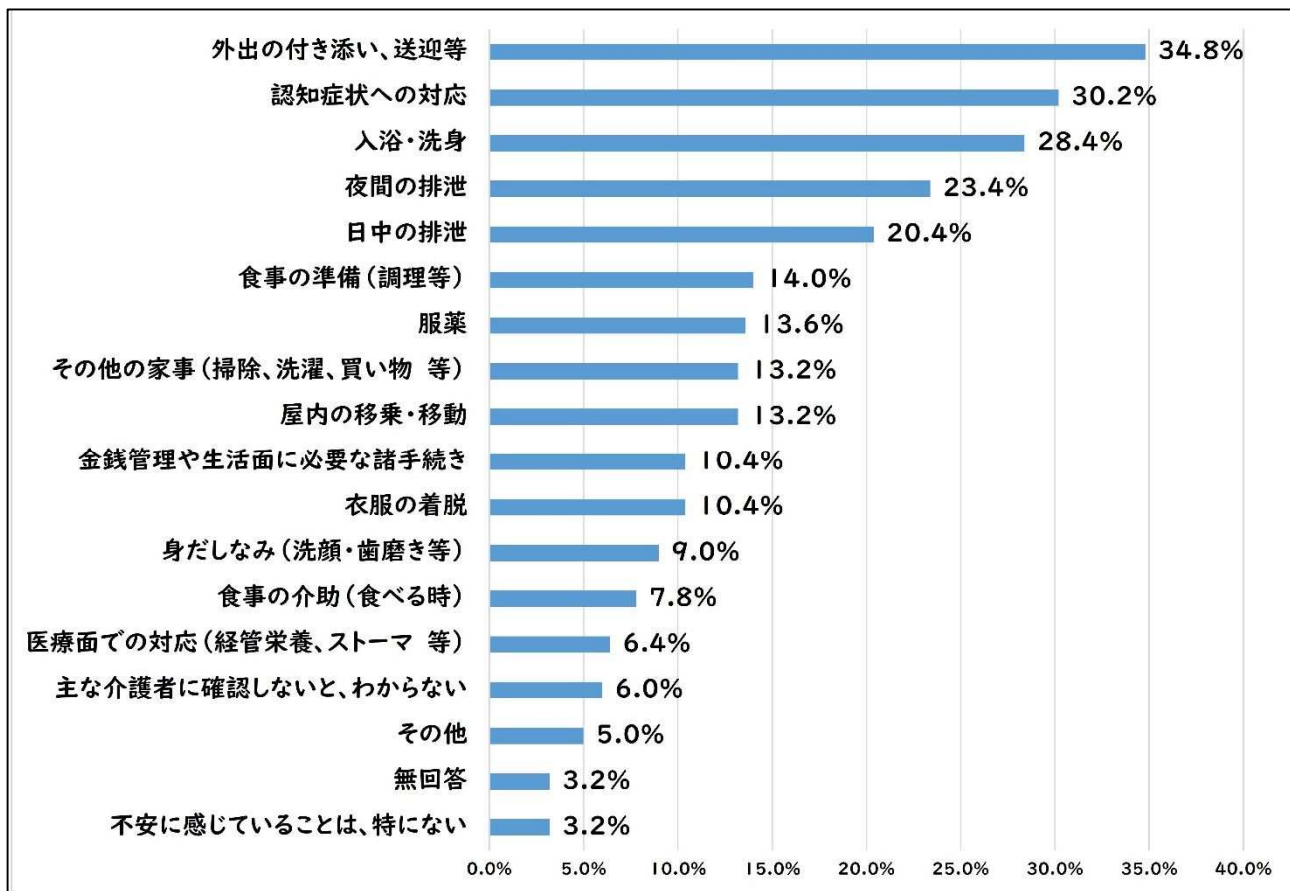
3 在宅要介護認定者向け

(1) 現在、訪問診療を利用していますか※訪問歯科診療や居宅療養管理指導等は除く

利用している	知っているが利用していない	知らないし利用していない	わからない	無回答
10.5% (92人)	52.7% (461人)	27.5% (241人)	2.7% (24人)	6.5% (57人)

- ・知っている方が多くいる一方で、知らない方が3割程いらっしゃるため、誰もが選択肢として認識できるように、更なる周知が必要と思われる。

(2) 生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等について



・前回調査に比べ、入浴・洗身、外出の付き添いが 1 割ほど増えている。

4 第 2 号被保険者向け

(1) あなたに介護が必要となった場合、どこで介護を受けたいと思いますか？

施設に入りたい	サービスを使いながら 自宅で過ごしたい	できるだけ家族だけで 自宅で過ごしたい	その他
45.6% (236 人)	47.5% (246 人)	4.2% (22 人)	2.7% (14 人)

(2) 家族に介護が必要となった場合、どのように介護したいと思いますか？

施設を利用したい	サービスを使いながら 自宅で過ごさせたい	できるだけ家族だけで 自宅で過ごさせたい	その他	無回答
37.3% (193 人)	56.2% (291 人)	4.2% (22 人)	2.7% (14 人)	0.2% (1 人)

・(1)、(2)ともに前回調査時から大きな変化は無いが、わずかに自宅で過ごしたい方が増えている。

人生会議の普及啓発に係る令和 8 年度 of 取組予定

1 関連企業との協定締結

(1) 概要

人生会議に関わる企業や専門職団体等と協定を締結し、相続や葬儀等のさまざまな分野において、効果的な啓発を実施する。

(2) 想定する協定先

・金融機関 ・葬儀会社 ・専門職団体 ・市民団体 など

(3) 協力内容

① 専門分野を活かした啓発活動

・顧客や、相談時における人生会議の啓発
・地域における勉強会や講演への講師派遣

② 情報発信

・市イベント開催時等における、相談ブースや展示ブースの出展などの協力
・窓口やロビーでの啓発資料の配架、配布

③ 市への情報提供

・市ホームページ等における民間事業者の相談会等の情報提供

2 シンポジウム・講演会の開催

もしもに備え、事前に自分の意思や希望を共有することの大切さを考えるとともに、磐田市の在宅医療や介護の状況について知るシンポジウム・講演会の開催

第 1 回 (仮題) 最後まで自分らしく～医療選択と意思表示～

プログラム: 講演①(仮) 磐田市の在宅医療、介護サービスについて

講演②(仮) 落語で笑って学ぶ「人生会議」～最後まで自分らしく生きよう～

(講師: 行政書士兼アマチュア落語家)

パネルディスカッション 終末期の医療・介護について

(登壇者: 市長、在宅医療医師、訪問看護師、介護事業者等)

第 2 回 (仮題) 今から始める人生設計～お金・医療・意思決定～

プログラム: 講演①(仮) 看取りの体験談 (講師: 調整中)

講演②(仮) ファイナンシャルプランナーによる、相続・資産管理・医療費・介護費に関する講義 (講師: 協定締結企業)

個別相談会・取組紹介ブースの設置 (協定先企業の相談ブース設置)

3 周知・啓発

(1) 啓発チラシの作成

人生会議について知っていただくチラシを作成し、人生会議の周知と話合うきっかけづくり


・二十歳の集いやがんばる企業応援団等を通じて企業等へ配布、公共施設への配架、磐田駅内でのポスター掲示

(2) 広報いわたでの周知・啓発

11月30日の“人生会議の日”に合わせて、広報いわた11月号にて啓発記事を掲載予定

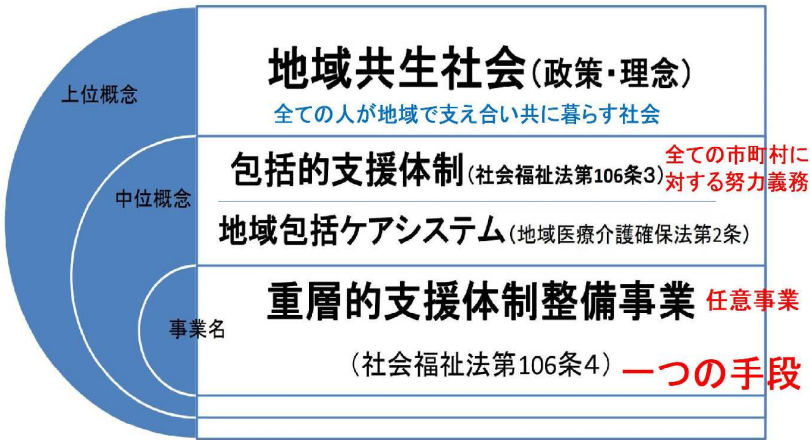
重層的支援体制整備事業の取組

～誰一人取り残さない やさしいまちを目指して～



Copyright(C) Iwata City. All Rights Reserved.

諸概念の整理



上位概念	地域共生社会 (政策・理念) 全ての人が地域で支え合い共に暮らす社会
中位概念	包括的支援体制 (社会福祉法第106条3) <small>全ての市町村に 対する努力義務</small>
事業名	地域包括ケアシステム (地域医療介護確保法第2条)
	重層的支援体制整備事業 <small>任意事業</small> (社会福祉法第106条4) 一つの手段

出典 令和4年度重層的支援体制整備事業人材養成研修基礎編応用編資料
包括的支援体制の制度的理解・考え方 (日本福祉大学 社会福祉学部教授・原田正樹) 【HARADA】

1

福祉施策等の現状

●日本の政策・制度の現状は、法律ごとの縦割りが基本

- ・児童福祉法 対象者 18歳未満
- ・老人福祉法 介護保険法 対象者 65歳以上 要介護認定を受けている者
- ・障がい者総合支援法 対象者 原則障がい手帳所持者
- ・生活困窮者自立支援法 対象者 生活困窮状態の者
- ・生活保護法 対象者 保護基準に該当している者

●法律ごとに対象者と相談窓口や提供できるサービスが決まっています、どの法律にも該当しない者は、相談や支援を受けられず制度の狭間で苦しんでいる。

例えば

- ①障がいでもなく生活困窮でもない、引きこもり状態の人
- ②要介護認定は非該当であるが、一人暮らしで困りごとがある人
- ③両親が障がい者であり、学校に行けず面倒を見ている子どもたち
(ヤングケアラー)
- ④母が認知症、息子が精神障害で、困窮状態にあり虐待が起きている世帯
(8050事例)
- ⑤介護と子育てを同時に行い困難を感じている人たち(ダブルケア)



磐田市の相談窓口の現状

【現状】

本市では、高齢者、障がい、こども、生活困窮など、分野ごとに専門の相談窓口が設置され支援を実施している

複雑化、複合的な問題を抱えた相談は、総合相談窓口で対応しているが、ケースに応じて分野横断的に解決策を検討し対応している。

磐田市の相談窓口

対象	相談窓口	担当課
高齢者	地域包括支援センター	福祉政策課
障がい者	障がい者相談支援センター	福祉相談課
こども	こども若者家庭センター	こども若者家庭センター
	はあと	こども未来課
	学校教育課	学校教育課
ひきこもり	こども若者家庭センター	こども若者家庭センター
生活困窮	くらしと仕事相談センター	福祉相談課
市民相談	市民相談センター	広報・広聴シティプロモーション課

課題

- どの法律にも該当しない相談には、制度の狭間ができています。
- 8050、ヤングケアラー、障害グレーなど様々な要因が絡み合うものが増えている
- 複雑な相談を市民がどこに相談したらいいかわからない
- 属性ごとの相談機関での対応に限界がある
- 事例やノウハウの蓄積が困難
- 複雑化した相談に対する職員の負担増加
- 地域住民の支え合いの場が、引きこもり状態など深刻な孤立を抱える方々の「多様なニーズ」とうまくマッチングできていない。

重層事業の検討について


- R7.3 職員庁内勉強会（制度説明）
- R7.5 庁内関係課ヒアリング
- R7.6 行政、事業所合同勉強会（制度説明）
- R7.7 事業者との懇談会
- R7.6～8 重層庁内ワーキング
(6/16、7/18、7/30、8/20)
- R8.2 地域共生社会に関するフォーラム開催

求められる包括的支援とは

＜福祉行政のこれまでとこれから求められる「包括的支援」＞

	制度の狭間、複合・複雑ケースを想定してこなかった これまでの福祉行政の対応	制度の狭間、複合・複雑ケースに対応するための これからの福祉行政の対応 = 「包括的支援」
目標	対象者が表明している 困りごとに対応する	対象者や対象世帯が、 「 自律的な生活 」を送ることができる <div style="display: flex; justify-content: space-around; font-size: small;"> 衣食住など 物理的な制約 “自立” + 社会的なつながりなど 関係性の制約 “孤立の解消” </div>
ケースの受け止め	相談窓口に来る人を待つ	相談窓口で対応するだけでなく、 生活課題を抱えるケースを見つけに行く
アセスメント	対象者が訴える 具体的な課題を中心に聞く	必要に応じて、 世帯全体 の生活課題、 その 経緯・背景 まで把握する
支援調整	所掌する事務の範囲内で、制度サー ビスにつなぐ	世帯の生活課題を 包括的に支援 する ため、 多岐にわたる支援を調整
伴走支援	支援・サービスを受けることに合意 している人を主な対象としており、 必要性が低い	課題を緩和しながら長期に関わる場合、 ライフステージの変化に応じた柔軟な 支援が必要な場合は 必要性が高い

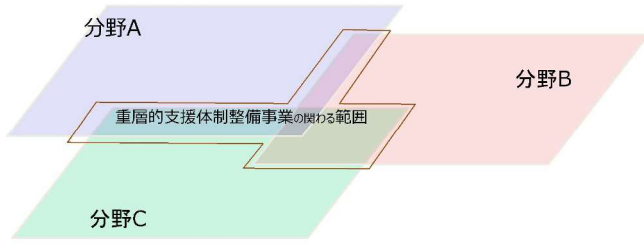
(出典) 重層的支援体制整備事業を検討することになった人に向けたガイドブック R5年3月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング


磐田市
6


重層的支援体制整備事業のポイント①

各分野の相談窓口や支援団体は、多様な住民の生活課題に向き合ってきた。既存の取組により、地域の資源は拡張され、支援の選択肢が増えてきている。一方で、専門分野をまたいだり、予算の費目上の制約や、分野間の連携の不足によって「もう少し支えられるはずなのに」と感じるケースがあるのも事実。

生活課題が複数分野にまたがっているケースについて、分野の重なり合っている部分（重層的な部分）における協働がこれまで以上に機能すれば支援の可能性が広がるという点に着眼し、そのための支援体制を整備しようとするのが重層的支援体制整備事業の狙い



(出典) 重層的支援体制整備事業に関わる人に向けたガイドブック R3年3月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング


磐田市
7

重層的支援体制整備事業のポイント②

縦割りが過ぎると、部署間の連携コストは高くなる

- ✓ 対象者別の制度間の壁が高すぎると、縦割りの弊害が最大化し、支援対象者への円滑なリーチアウトができなくなる。
- ✓ 重層的支援体制整備事業は、この「高すぎる壁」問題へのアプローチである。

現場の壁をすべて取り払えば、役割分担もできず、現場は混乱に陥るだけ。一定の組織的区分は業務の適切な運用に不可欠。各分野の制度を、ひとまとめにするわけではない。

取り払ったは大混乱
制度間の壁を全部

壁が高すぎて、連携コストが高い

高齢者支援課 子ども支援課 福祉課

既存制度の制度間の仕切りは残したまま、対象者別の制度の壁を低くすることで、風通しを良くし、スムーズな連携を目指す。スムーズな連携を阻害しているのは何かを検討することが大切。

風通しを良くする
制度間の壁は強しつこく壁を低くして

(参考) 重層的支援体制整備事業に関わるようになった人に向けたガイドブック 令和3年3月 発行 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

磐田市
8

重層的支援体制整備事業のポイント③

分野横断的な連携により切れ目のない支援の提供

重層的支援体制整備事業はタコつぼからの脱却

協議する場（プラットフォーム）

断らない相談支援
(包括的相談支援事業・多機関協同事業)

参加支援
(アウトリーチ事業・参加支援事業)

地域づくり
(地域づくり事業)

目的 地域共生社会の実現
手段 重層的支援体制整備事業

(参考) 重層的支援体制整備事業の概要と各事業の理解 (一般社団法人コミュニティ・ハビネス 代表理事 土屋幸己)

9

既存の仕組みとの関係

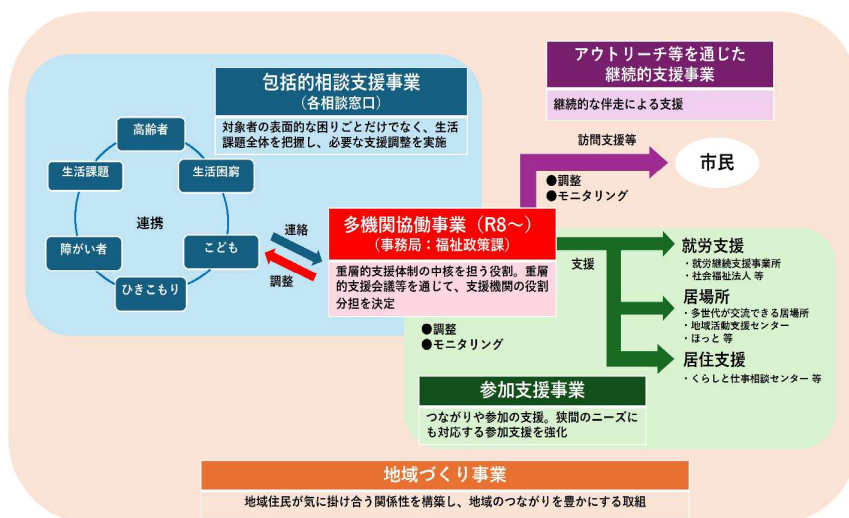
◎ さまざまな受け皿で地域住民の悩みや相談を受け止め、
各相談窓口が連携し必要な支援へと迅速につなぐ仕組みを整える一つの手段として重層的支援体制整備事業
 に取り組む



- 既存の仕組みをよりよくし、それらを連動させていく
- 既存の強み(支援体制・社会資源)を活かしてつなげる



磐田市重層的支援体制整備事業 全体イメージ図



重層的支援体制整備事業のスケジュール

— 重層的支援体制整備事業の各事業 —

※鍵括弧内は、「重層的支援体制整備事業に係る自治体事務マニュアル」からの引用

包括的相談支援事業 R8～

「相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行う」

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 R9～

「アウトリーチ等事業が重視する支援は、本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援」
 「対象者を見つけるため、支援関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりを構築するとともに、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集する」

多機関協働事業、支援プランの策定 R8～

「複雑化・複合化した事例に対応する支援関係機関の抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった、事例全体の調整機能の役割を果たすもの」

参加支援事業 R9～

「本人や世帯が、地域や社会との関わり方を選択し、自らの役割を見出すために多様な接点を確保することを目的とした支援」

地域づくり事業 R9～

「地域の社会資源を幅広くアセスメントした上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備する」

磐田市 12

重層的支援体制整備事業の取組により

- 各分野の**支援体制が強化**され、生活課題ごとに窓口を探さなくても適切な支援や制度につながる
 ※職員全体の相談スキルの向上が期待される

包括的相談支援事業・参加支援事業
- 顕在化した困難ケースに支援を届けるだけでなく、潜在している**困難ケースを見つけに行くことが可能**になる

アウトリーチ事業
- 早めにつながることで**ケースの悪化を防ぎ、深刻化したケースを減らす**ことができる

地域づくり事業・アウトリーチ事業
- **支援者を支援するしくみができる**ことで、解決が困難なケースを一か所で抱え込む必要がなくなる

多機関協働事業・参加支援事業

磐田市 13

身寄りのない人の支援について

検討まとめと今後について



Copyright (C) Iwata City, All Rights Reserved.

身寄りのない人が抱える課題

- 1 異変に気づきにくい
- 2 緊急時対応ができない(鍵、お金)
- 3 賃貸住宅や入所の保証人がいない
- 4 入院・入所の際の手伝いがいない
- 5 大事なことを相談する相手がいない
- 6 死亡後の事務手続きができない
- 7 死亡後の財産の処分ができない

一人暮らし世帯の数

平成30年	6469世帯
↓	
令和5年	9489世帯

日常生活支援、死後事務、身元保証など、本来であれば家族が担うはずの日常的なサポートを受けられなくなることがある



Copyright (C) Iwata City, All Rights Reserved.

本市の身寄りのない人への支援の現状

関わりの深い機関(支援者)を中心に、課題を見極め支援方針を決定
課題が複雑化、複合化した場合、ケース会議を開催し支援の方向性を検討
各機関の役割分担を決め、対応を進めている

支援者から寄せられた声

- 救急搬送時に同乗者等がない
- 医療同意が取れないことがある
- 本人が金銭管理できない状況だと金銭管理する人がいない
- 家族や生活歴の聞き取りが出来ない
- サービス料の未払いが発生する
- 死亡時の遺体及び遺品の引き取り先がない

支援者のシャドウワークにより解決するケースもある

身寄りのない人の現状把握や課題集約、施策への反映を目的とした
プロジェクトを発足し、アンケート調査を実施



磐田市

Copyright (C) Iwata City, All Rights Reserved.

アンケートから見た支援者側の課題

課題1 緊急連絡先がない

対策 法人や事業所が緊急連絡先がなくても入院や入所が可能になる
体制作りと意識改革

課題2 地域包括支援センターの職員やケアマネに受診付き添いを求められる

対策 医療同意は本人の意思のみで成年後見人であってもできないことを
医師、施設管理者や関係者に理解してもらうための研修会等の開催

課題3 日常的な金銭管理をする人がいない

対策 後見の申し立て支援の拡充
後見人等がつくまでの期間の支援拡充
後見センターの役割や業務の拡充
日常生活自立支援事業の対象者拡充



磐田市

Copyright (C) Iwata City, All Rights Reserved.

課題の優先順位 R6年度第2回身寄りPTで検討

1 日常的な金銭管理をする人がいない

後見申立てしている間の一時的な金銭管理してくれるところがあるとよい。例えば申立て中に亡くなる場合、病院や施設にお金が払われなくなる可能性がある。

⇒他市の好事例について研究 持続可能な権利擁護モデル事業より
例「長野市:安心支払いサポート事業」

2 緊急連絡先がない

実際に困っている医療機関や施設が困らないようにするためのマニュアル的なフローを作成する。緊急連絡先(施設とか事業所ができない部分の代替機能)が無く困っているが、どのように動けばいいかということがわかるようにする。

⇒金銭管理の運用に合わせてガイドラインやフローを研究する



磐田市

Copyright (C) Iwata City, All Rights Reserved.

国の動き 社会保障審議会福祉部会（令和7年12月18日）より

背景と課題

高齢者の単身世帯増加などにより、頼れる身寄りがいない場合の日常手続き支援が生活上の課題として顕在化。
判断能力が不十分な人を支援する成年後見制度の見直しが進行中。成年後見制度外の権利擁護支援策の総合充実が求められている。

対応の方向性

頼れる身寄りがいない高齢者等への対応や総合的な権利擁護支援策の充実を図るため、福祉サービス利用援助事業を拡充・発展させて、日常生活支援、円滑な入院・入所の手続き支援、死後事務支援などを提供する新たな第二種社会福祉事業（以下「**新たな事業**」という。）を社会福祉法に位置づけ、一定の公的関与の下、社会福祉協議会や社会福祉法人等の多様な実施主体が事業を実施できるようにすることが必要である。



磐田市

Copyright (C) Iwata City, All Rights Reserved.

国の動き 社会保障審議会福祉部会（令和7年12月18日）より

新たな事業の対象者

新たな事業は、判断能力が不十分な人や頼れる身寄りがいない高齢者等が地域で安心して自立した生活を続けられるよう、生活上の課題に関する支援を行う事業とすることが必要である。

新たな事業の利用料

資力が十分でなくても支援の必要性がある者が利用できるようにする観点から、利用者のうち一定割合以上が無料又は低額の料金を利用できる事業(以下「無低事業」という。)とすることが必要である。

新たな事業の内容

①「日常生活支援」に加えて、②「入院・入所等の手続支援」と③「死後事務の支援」の少なくとも一方を実施することを求めることが適当である。



磐田市

Copyright (C) Iwata City, All Rights Reserved.

磐田市として今後取り組んでいくこと

令和7年度

・身寄りのない人の支援ガイドラインについて素案作成

令和8年度以降

・ガイドライン発行後、磐田市に必要な施策の検討を行う



磐田市

Copyright (C) Iwata City, All Rights Reserved.

磐田市における身寄りのない人への支援に関するガイドライン (たたき台)

1. ガイドラインの目的

少子高齢化の進展に伴い、単身世帯の増加や親族関係の希薄化等により、いわゆる「身寄りのない人」の増加が見込まれています。従来の「頼れる家族がいる」ことを前提とした医療・介護体制では、親族がいない、または親族はいても疎遠で援助を受けられない人の支援において、医療同意や身元引受など、法的にも明確な基準がない「身寄りなし問題」への対応が困難になっています。

本ガイドラインは、身寄りのない人の支援に関わる方に共有していただきたい情報や本市の共通ルールを示すことで、医療・介護関係者が利用者に寄り添い支援するための「道しるべ」となればと考えています。

身寄りのない人であっても、本市で安心して暮らし続けることができるよう、地域全体の支援体制を構築することを目指します。

2. ガイドラインの基本的な考え方

(1) 「身寄りのない人」の定義

本ガイドラインでは、原則として磐田市に住所がある方のうち、以下のいずれかの要件に該当する方を対象とします。

- ① 3親等内の親族（配偶者、子、親、兄弟、おじ、おば、甥、姪等）がいない方
- ② 親族（概ね6親等内の血族、3親等内の姻族）はいるが、支援を得ることが困難な方
- ③ 親族との関係性から支援を受けられる見込みがない方

(2) 本人による意思決定の支援・尊重

医療や介護を含めたすべての支援、サービスは本人の意思決定に基づくことが基本です。認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分だと思われる方であっても、本人には意思があり、意思決定能力を有するということを前提に、意思・意向を確認し、それを尊重した支援を行う必要があります。

(3) チームアプローチ

意思決定支援では、高齢者や障がい者などの属性や医療などの領域ごとにガイドラインが作成されていますが、いずれのガイドラインでもチームアプローチ及び支援者間での情報共有を重視しています。1人の支援者の考えだけではなく、チームで本人の情報を収集し記録・共有することが大切です。チームで話し合い、本人の

尊厳を最優先にした支援を検討します。

なお、チームは医療や介護の専門職に限らず、本人の利益を考える全ての人を含みます。

(4) 身寄りがないことにより起こりうる問題

本市では、令和5年度に「身寄りのない人への支援プロジェクト」を立ち上げ、市内の入院病床のある医療機関や介護保険入所施設、医療介護における在宅サービス事業所にアンケート調査を実施しました。その結果、以下のような課題があることがわかりました。

課題1 緊急連絡先がない

課題2 医療機関への受診に付き添う人がいない

課題3 日常的な金銭管理をする人がいない

具体的には、主に次のような場面で問題が表面化します。

在宅時に起こる問題

- 1 災害時及び救急搬送時の緊急連絡先
- 2 福祉サービスの利用契約やケアプラン等の同意
- 3 預貯金の払戻しや公共料金等の支払いなど金銭管理
- 4 葬儀や遺品の処分などの死後事務
- 5 賃貸住宅への入居
- 6 退院・退所の際の居室の明け渡し及び退院・退所先の確保
- 7 亡くなった際の遺体の引き取り及び居室の明渡し

入院・入所から退院・退所の際に起こる問題

- 1 緊急連絡先
- 2 入院費及び施設利用料の支払い
- 3 日用品等の準備・購入
- 4 入院計画書やケアプラン等の同意
- 5 医療行為（手術、延命治療など）の同意

本ガイドラインでは、上記に示した問題ごとに具体的な対応や利用することができる事業等を示します。

3. 具体的な対応

(1) 在宅時に起こる問題

- ① 災害時及び救急搬送時の緊急連絡先
 - ② 福祉サービスの利用契約やケアプラン等の同意
 - ③ 預貯金の払戻しや公共料金等の支払いなど金銭管理
 - ④ 葬儀や遺品の処分などの死後事務
 - ⑤ 賃貸住宅への入居
 - ⑥ 退院・退所の際の居室の明け渡し及び退院・退所先の確保
 - ⑦ 亡くなった際の遺体の引き取り及び居室の明渡し
- (2) 入院・入所から退院・退所の際に起こる問題
- ① 緊急連絡先
 - ② 入院費及び施設利用料の支払い
 - ③ 日用品等の準備・購入
 - ④ 入院計画書やケアプラン等の同意
 - ⑤ 医療行為（手術、延命治療など）の同意

西保地 第 401 号
令和 8 年 3 月 4 日

磐田市
市長 草地 博昭 様

中東遠地域医療協議会長
(静岡県西部保健所長)
(公 印 省 略)

令和 7 年度在宅医療に必要な連携拠点の指定について (通知)

日頃から、保健医療行政の推進につきまして御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 7 年 12 月 23 日付けで貴市から申出のありました在宅医療に必要な連携拠点の指定については、令和 8 年 2 月 16 日に開催された中東遠地域医療協議会において承認されたので通知します。

今後、静岡県医療審議会及び静岡県医療対策協議会に報告された後、県ホームページで公表されますので、御承知おきください。

事務局 地域医療課 医療班 (渥美)
電話番号 0538-37-2793